

綱 領

- われわれは、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて、われわれの権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
- われわれは、常に暴力と独裁を排し、自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
- われわれは、赤十字の民主化と近代化を促進することによつて、その人道的任務の達成に寄与する。

発行所  
日本赤十字新労働組合連合会  
(略称「日赤新労」)  
東京都港区西新橋3の14の5  
Tel・東京434-7080  
発行責任者  
吉原三郎



# 日本赤十字社職員給与標準認定事項

## 日本赤十字社

### 職員給与要綱の大要

一、指定職を廃止することとし、これに伴って医療職係表(一)に新たに特等級を設けることとした。  
なお、特等級の適用者の指定及び適用者の昇給時期並びに昇給額は、従来の指定職の取り扱いと同様に社長が指定することとした。  
二、一般職、医療職及び技能労働職の各係給月額を改正することとした。  
俸給月額引上げ額は、最低一、〇〇〇円から最高六、八〇〇円となり、各係給月額の昇給額差額の改善を図ると共に中位別表第六 等級別標準的職務内容表 一般職 I 本社、支店関係

等級以下について配慮を加えたものもある。これを係給表別にすると、一般職六・五、医療職六・四、医療職六・七、技能労働職七・五等となる。  
三、通勤手当額を改正することとした。  
(1) 交通機関等を利用する場合の現行支給限度額一、〇〇〇円を、六〇〇円に引上げる。六〇〇円をこえる部分については、八〇〇円を限度としてその二分の一の額を加算して支給することとした。  
(2) 自転車等を使用する場合は、現行四五〇円を五〇〇円に、原動機付の場合は現行五〇〇円を五八〇円にそれぞれ引上げ支給することとした。  
四、扶養手当額の一部を改正することとした。  
現行扶養親族二人までは、一人につき六〇〇円、これをこえる扶養親族に対しては一人につき四〇〇円を、扶養親族二人までのうち一人については、一、〇〇〇円とし、その他については現行どおりとした。  
五、病院長(園長を含む)、副院長、血液センター所長又は副所長に対し、当該施設の就業規則に定める正規の勤務時間を超えて、直接診療に従事した場合は、当該勤務時間を時間外勤務又は深夜手当を支給することとした。  
六、従来から条文が不明確なためその解釈について誤解を招くおそれがある。  
七、職員に休職を命じた場合、勤務に支障のある他の職務に就き休職となった場合又は「学術研究のため相当の期間勤務しないため休職となった場合」に就いては、休職給を支給しないことが妥当と認められる場合もあるため、その場合は、社長の承認を得て休職給(本俸の三分の一)を支給しないことと改めた。  
八、特殊勤務手当について、現行手当額(一日につき五〇円以内)を「一日につき七〇円以内」に引上げると共に、血液製剤作業手当を新たに設け、血液センターに附設する血液製剤施設において血液製剤のため低温室内(零下二〇度以上)で三分以上作業する者に一日につき七〇円以内を支給することとした。  
九、職員に休職を命じた場合、勤務に支障のある他の職務に就き休職となった場合又は「学術研究のため相当の期間勤務しないため休職となった場合」に就いては、休職給を支給しないことが妥当と認められる場合もあるため、その場合は、社長の承認を得て休職給(本俸の三分の一)を支給しないことと改めた。  
十、別表第六の等級別標準的職務内容表・別表第七の等級別資格基準表の医療職(一)の一部及び別表第十二の役付手当表を別表のとおり改正することとした。  
(注) □が改正箇所  
十一、この改正は、一、二、三及び四については、四十一年十一月一日に遡り実施することとし、それ以外のものについては、四十一年一月一日から実施することとした。  
十二、財政上、四十一年十一月一日に遡り給与改正が不可能な施設については、社長が別に指定することとした。  
十三、四十一年十一月一日に遡り給与改正が不可能な施設として社長から指定された施設が、給

区分	等級		
	本 社	支 部	施 設
特	社長の指定する部長	社長の指定する事務局長	
A	部長 技 術 課長	社長の指定する事務局長	
B	社長の指定する課長	事務局長 技 術 課長 及び 部長	
C	課 長 技 術 課長	次 長 技 術 課長 及び 部長 社長の指定する課長	社長の指定する施設の長
D	係 長(甲) 技 術 課長	係 長(甲) 技 術 課長	施 設 の 長
E	係 長(乙) 技 術 課長	係 長(甲) 技 術 課長	事 務 課 長 技 術 課長
F	事 務 職 員(甲)	係 長(乙) 技 術 課長 及び 事務職員(甲)	事 務 職 員(甲) 技 術 課長 及び 事務職員(甲)
G	事 務 職 員(乙)	事 務 職 員(乙)	事 務 職 員(乙) 技 術 課長 及び 事務職員(乙)

備考 本表は、標準的職務内容を便宜その従事する職名によって表示したものである。  
施設の長……社会福祉施設、その他の施設の長  
係長(甲)……本社又は支店の相当困難な業務を処理する係長  
係長(乙)……上記係長(甲)以外の係長  
事務職員(甲)……相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行なう職員  
事務職員(乙)……定型的な業務を行なう職員

#### II 医療施設、血液センター関係

病床数 等級	医 療 施 設				血液センター
	500床以上	500床未満	300床以上	300床未満	
A	社長の指定する事務部長				血液センター 長 所長 事務部長
B	事務部長	事務部長	事務部長		血液センター 長 所長 事務部長
C	医師でない医療社会事業部長 事務副部長 社長の指定する(事務)課長 (医療社会事業)課長	医師でない医療社会事業部長 事務副部長 社長の指定する(事務)課長 (医療社会事業)課長	医師でない医療社会事業部長 事務副部長 社長の指定する(事務)課長 (医療社会事業)課長	事務部長	血液センター 長 所長 事務部長
D	(事務)課長 (医療社会事業)課長	(事務)課長 (医療社会事業)課長	(事務)課長 (医療社会事業)課長	医師でない医療社会事業部長 (事務)課長	(事務)課長
E	(事務)係長(甲) (医療社会事業)係長(甲)	(事務)係長(甲) (医療社会事業)係長(甲)	(事務)係長(甲) (医療社会事業)係長(甲)	(事務)係長(甲) (医療社会事業)係長(甲)	(事務)係長(甲)
F	(事務)係長(乙) (医療社会事業)係長(乙) 事務職員(甲) 医療社会事業司(甲) 児童指導員(甲) 児童指導員(甲) 保育士(甲) 言語訓練士(甲) 心理判定員(甲)	(事務)係長(乙) (医療社会事業)係長(乙) 事務職員(甲) 医療社会事業司(甲) 児童指導員(甲) 児童指導員(甲) 保育士(甲) 言語訓練士(甲) 心理判定員(甲)	(事務)係長(乙) (医療社会事業)係長(乙) 事務職員(甲) 医療社会事業司(甲) 児童指導員(甲) 児童指導員(甲) 保育士(甲) 言語訓練士(甲) 心理判定員(甲)	(事務)係長(乙) (医療社会事業)係長(乙) 事務職員(甲) 医療社会事業司(甲) 児童指導員(甲) 児童指導員(甲) 保育士(甲) 言語訓練士(甲) 心理判定員(甲)	事務職員(甲)
G	事務職員(乙) 医療社会事業司(乙) 児童指導員(乙) 児童指導員(乙) 保育士(乙) 言語訓練士(乙) 心理判定員(乙)	事務職員(乙) 医療社会事業司(乙) 児童指導員(乙) 児童指導員(乙) 保育士(乙) 言語訓練士(乙) 心理判定員(乙)	事務職員(乙) 医療社会事業司(乙) 児童指導員(乙) 児童指導員(乙) 保育士(乙) 言語訓練士(乙) 心理判定員(乙)	事務職員(乙) 医療社会事業司(乙) 児童指導員(乙) 児童指導員(乙) 保育士(乙) 言語訓練士(乙) 心理判定員(乙)	事務職員(乙)

備考 本表は、標準的職務内容を便宜その従事する職名によって表示したものである。  
係長(甲)……医療施設又は血液センターの相当困難な業務を処理する係長  
係長(乙)……上記係長(甲)以外の係長  
事務職員(甲)……相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行なう職員  
事務職員(乙)……定型的な業務を行なう職員

医療職(一)

Table with columns for hospital type (500床以上, 500床未満, 300床以上, 300床未満, 100床以上, 100床未満) and rows for job levels (A, B, C, D) and positions (院長, 部長, 課長, 主任, etc.).

備考

- 1. 本表は、標準的職務内容を便宜その従事する職名によって表示したものである。
2. 本表は、下記の者についても適用する。
イ 支部事務局に勤務し、巡回診療、集団検診等の医療業務に従事する医師及び歯科医師
ロ 社会福祉施設に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師
3. 医師(甲)、歯科医師(甲)……相当程度の知識、経験に基づき困難な医療業務を行なう医師、歯科医師
医師(乙)、歯科医師(乙)……医療業務を行なう医師、歯科医師

医療職(二)

Table with columns for hospital type (500床以上, 500床未満, 300床以上, 300床未満, 100床以上, 100床未満) and rows for job levels (A, B, C, D, E, F) and positions (薬剤部長, 部長, 課長, 主任, etc.).

備考

- 本表は、標準的職務内容を便宜その従事する職名によって表示したものである。
本表は、支部事務局、社会福祉施設に勤務し、上記の該当の職に従事する者にも適用する。

日本赤十字社 職員給与 要綱改正旧規定対照表

(傍線は改正部分を示す)

改正 現行規定

第五 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に

第五 同上

第六 第五の各俸給表に定める等級ごとの最高号俸を超過する場合は「わく外」扱として最高号俸の一等下位の号俸と最高号俸との

第六 第五の各俸給表(指定職俸給表を除く)に定める等級ごとの最高号俸を超過する場合は、「わく外」扱として最高号俸の一等下位の号俸と最高号俸との

第七 医療職俸給表(別表第二)の適用を受ける職員(の等)の等級の適用は、第八及び第十二の定めるところにかかわらず社長がこれを定める。

第八 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者で、社長の任命にかかるとして、次に掲げる等級及び号俸は(本社に勤務する者を含む。以下同じ)を除く。この場合、社長が決定する者については、支部長は医療施設の長の意見を徴するものとする。

第九 削除

第九 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者で第八以外の職員(の等)及び号俸は、次の区分によって決定する。
一 本社に勤務する者については、社長
二 支部の事務局及び医療施設を除くその他の施設に勤務する者で、社長が任命する者は

号改正を要ししよとするときは、当該施設の財政につき給与改正が可能であるとの社長の承認があった場合は、不可不な施設

一 一般職俸給表(別表第一)
二 医療職俸給表(別表第二)
イ 医療職俸給表(別表第三)
ロ 医療職俸給表(別表第四)
三 技能労働俸給表(別表第五)

一 同上
二 同上
三 同上
四 指定職俸給表(別表第五の二)

「間差額」を加算して順次上位の俸給月額を決定する。

昇下位の号俸と最高号俸との「間差額」を加算して、順次上位の俸給月額を決定する。

長直轄の医療施設その他の施設の長の意見を、支部長の任命にかかるとして、支部長を(本社に勤務する者)を除く。この場合、支部長の意見を徴するものとする。

とする。
一 一般職俸給表の等級特からDまで
二 医療職俸給表(一)の等級AからCまで
三 医療職俸給表(二)の等級AからCまで
四 医療職俸給表(三)の等級A及びB

医療職

Table with columns for hospital type (500床以上, 300床未満, etc.), grade (A, B, C, D), and job titles (看護部長, 看護副部長, etc.).

備考 本表は、標準的職務内容を便宜その従事する職名によって表示したものである。本表は、支部事務局、社会福祉施設に勤務し、上記の該当の職に従事する者にも適用する。

医療職

Table with columns for job type (薬剤師, 衛生検査技師, etc.), grade (F, E, D, C), and years of experience (0, 3, 8, etc.).

備考

- 1. 職務の等級に掲げる上段の数字は、当該等級に決定されるための一階下位の職務の等級における必要経験年数を示し、下段の数字は学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の等級に決定されるための必要経験年数を示す。
2. 学歴免許欄の区分の適用については、国家公務員の場合に準ずる。
3. 学歴免許欄に掲げる最も低い学歴免許等の資格の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員の学歴免許欄の区分は、その最も低い学歴免許等の資格の区分とする。
4. 本表の適用を受ける薬剤師の経験年数は、大学卒業後のものとする。
5. 本表の適用を受ける衛生検査技師、栄養士、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、歯科技工士あん摩師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の経験年数は、その業務の従事に必要な免許取得後の経験年数とする。ただし、診療エックス線技師法附則第7項の規定に基づく試験に合格した診療エックス線技師でその免許取得前に診療エックス線に関する経験を有している者については、その年数の8割以下の年数を経験年数とすることができる。

第十 削除
第十三 職員は、その者が現に属する等級において二年以上在職しなれば、これを昇格させることはできない。ただし、在職年数が二年に満たない者を職務の特許等により特に昇格させることのできる。この場合、支部長又は施設長の長に承認を受ける職員の昇格は、支部長又は施設長の承認を受けるなければならない。

第十六 職員の昇格は、任免の権限を有する者が別表第六の等級別職務内容表及び別表第七の等級別資格基準に基づき決定するものとする。
2 職員は、その者が現に属する等級において二年以上在職しなれば、これを昇格させることはできない。ただし、在職年数が二年に満たない者を職務の特許等により特に昇格させることのできる。この場合、支部長又は施設長の長に承認を受ける職員の昇格は、支部長又は施設長の承認を受けるなければならない。

第十六 職員の第八に定める等級への昇格は、支部長が決定する。職員の前項以外の等級への昇格は、等級別資格基準表に掲げる必要経験年数又は必要経験年数に達しているときに、その者の資格に応じて、一般上位の等級に決定するものとする。
3 前二項の場合において、必要経験年数によって昇格せよとされている等級において二年以上在職していなければ昇格させることはできない。ただし、在職年数が二年に満たない者を職務の特許等により特に昇格させることができる。

職員を標準的職務内容表に定める上位の等級の職に任命した場合、その者の俸給が上位の等級の俸給の幅の最低額に比し著しく低いときは、第十八号の定めるところにかかわらず、最低の額に達するまで前等級の号俸を適用することができる。
第十六の二 新たに職員を任命する場合又は職員を昇格させる場合において、等級別職務内容表に定める等級に格付け又は昇格させることを任免の権限を有する者が適当と認める者については、第八及び第十六に定めるところにかかわらず、支部長の承認を得て、上位の等級に格付け又は昇格させることができる。

職員は、その者が現に属する等級において二年以上在職しなれば、これを昇格させることはできない。ただし、在職年数が二年に満たない者を職務の特許等により特に昇格させることのできる。この場合、支部長又は施設長の長に承認を受ける職員の昇格は、支部長又は施設長の承認を受けるなければならない。

第二十一 扶養手当の月額は、扶養親族のうち一人は千円、次の一人は六百円、他は一人につき四百円とする。
第二十五 優秀な医師及び歯科医師を確保するため、支部長の指定する施設に勤務する医師及び歯科医師に医師確保調整手当を支給する。
以下略
第二十七 前項第一号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額額は、その者の一箇月あたりの通勤に要する運賃等に相当する額とする。ただし、その額が千六百円をこえるときは、その額と千六百円との差額の二分の一（その差額の二分の一が八百円をこえるときは、八百円）を千六百円に加算した額とし、通勤のため交通機関等を利用するほか、あわせて自転車等を使用することを常例とする職員については、その額が四百五十円に満たないときは、四百五十円（その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあっては、その額が五百八十円）とする。

第二十一 扶養手当の月額額は、扶養親族二人までは一人につき六百円とし、これを超える扶養親族に対しては一人につき四百円とする。
第二十五 優秀な医師及び歯科医師を確保するため、支部長の指定する施設に勤務する医師及び歯科医師に医師確保調整手当を支給する。ただし、指定職務給表の適用を受ける職員に対しては、これを支給しない。
以下略
第二十七 前項第一号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額額は、その者の一箇月あたりの通勤に要する運賃等に相当する額とする。ただし、その額が千六百円をこえるときは、その額と千六百円との差額の二分の一（その差額の二分の一が五百円をこえるときは、五百円）を千六百円に加算した額とし、通勤のため交通機関等を利用する外、あわせて自転車等を使用することを常例とする職員については、その額が四百五十円に満たないときは、四百五十円（その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあっては、その額が五百八十円）とする。

第三十 前項に定める場合のほか、別表第十二の二に掲げる職員に対しては時間外手当及び深夜手当は支給しない。ただし、別表第十二の二に掲げる職員中、院長（園長を含む）、副院長、血液センター所長又は副所長が、当該施設就業規則に定める正規の勤務時間を超えて、直接診療に従事した場合は、当該勤務に時間外勤務又は深夜勤務とみなし、時間外手当又は深夜手当を支給することができる。
第三十三 特殊勤務手当は、結核精神病作業手当、伝染病作業手当及び放射線取扱手当とし別表

別表第十二 役付手当表

職域	職名	支給率(%)
本社	(1) 部長、室長、技監	二五
	(2) 次長	二〇
	(3) 課長	一八
	(4) 係長(5)のものを除く)	一八
	(5) 技能労働職俸給表の適用を受ける係長	一八
支店	(1) 支店長	二五
	(2) 次長	一八
	(3) 部長	一七
	(4) 課長	一五
	(5) 係長(6)のものを除く)	一五
医療	(1) 院長、副院長	二五
	(2) 副院長	二〇
	(3) 社長の指定する事務部長	二〇
	(4) 事務部長	一八
	(5) 診療部長、検査部長、分院長、分院の部長	一五
	(6) 診療所長、薬剤部長、看護部長	一一
	(7) 事務副部長、医療社会事業部長、診療副部長	一一
	(8) 検査副部長、薬剤副部長、看護副部長	一一
施設	(1) 診療所の医師、歯科医師	一〇
	(2) 看護婦長(助産婦長)	一〇
その他	(1) 視察員	一一
	(2) 専任教員	一一
	(3) 施設部長	一一

刑作業手当とし、別表第十三の特殊勤務手当表に定めるところにより支給する。

(休職期間中の給与)

第三十六 職員が休職を命ぜられたときは、休職を命ぜられた日の属する月の俸給月額(ただし、本俸に限る。)の三分の一額を休職給として支給する。ただし、刑事事件に關し起訴されたため休職となつた者には、休職給は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、勤務に支障のある他の勤務に就き休職となつた場合又は學術研究のため相当の期間勤務しないため休職となつた場合は、社長の承認を得てこの休職給を支給しないことができる。

## アンケート集計報告

各単組に依頼したアンケートは、回答率が悪く期間が長びきました。したが、一応打切つて集計を致しました。

別表第十三 特殊勤務手当表

手当の種類	金額	支給方法
結核精神病作業手当	一日につき七十円以内	結核病種又は精神病種に配置されている看護婦長、看護係長、看護婦、看護人、准看護婦、看護助手、保清婦その他の作業手が看護又は作業に従事したとき支給する。
伝染病作業手当	一日につき七十円以内	1 伝染病予防法第一條第一項及び第二項に定める伝染病の患者を収容する伝染病種又は伝染病室に配置されている看護婦長、看護係長、看護婦、看護人、准看護婦、看護助手、保清婦その他の作業手が伝染病種に汚染されている区域において患者の看護又は当該病種の付着した物件、若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき支給する。 2 細菌検査室に配置されている職員が細菌の培養及び検査に従事したとき支給する。
放射線取扱手当	一日につき七十円以内	診療エックス線の取扱に従事する医師、診療エックス線技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射を人体に対して照射する作業に従事したとき支給する。
血漿製剤作業手当	一日につき七十円以内	血液センターに附設の血漿製剤施設に配置されている医師、薬剤師、衛生検査技師、技能職員その他の作業手が、零下二十度以上の低温室において血漿製剤のため三十分以上の作業に従事したとき支給する。

職域	職名	支給率(%)
血液	(1) 所長	二五
	(2) 副所長	二〇
	(3) 社長の指定する事務部長	二〇
センター	(4) 技術部長	一八
	(5) 管理医師、管理薬剤師	一五
	(6) 課長、看護婦長	一五
その他	(7) 係長(8)のものを除く)	一五
	(8) 技能労働職俸給表の適用を受ける係長	一五
その他	(1) 施設部長	一一
	(2) 事務部長	一一
その他	(3) 保母長、看護婦長	一一
	(4) 専任教員	一一

回答単組数十七、八戸・盛岡・水戸・足利・大田原・前橋・中央・浜松・名・大津・長浜・山田・岡山・鳥取・唐津・筑前山田の十六病院と、福岡支店の十七単組でした。

忙しい中をご協力ありがとうございました。

記入なし 二

連続休暇日数の限度  
二日 二  
四日 二  
五日 二  
七日 一  
四日 一  
一日 (盆休として) 一

○夏期特別休暇(夏休み)の有無  
有 二  
無 一

○単組婦人の有無  
有 二  
無 一

○単組婦人の数  
八単組  
二〇名迄 三  
一〇名迄 二  
一〇名迄 二  
一〇名迄 二  
二五名迄 一

○妊娠別人員数(産前・産後休業)の状況  
産前七週間産後八週間共全額支給 一  
産前一週間全額 一  
産前五週間全額 三  
産後三週間全額 一  
産後五週間全額 一  
定期昇給三ヶ月あり 一  
産後の五週間全額三週間支給 一  
看護婦は夜勤一ヶ月免除 一

○授乳について  
授乳時間 一  
三十分 二  
一回 二  
一回 二  
一回 二  
一回 二  
一回 二  
一回 二

○授乳のための特定の場所  
無 一  
記入なし 一  
授乳室 一  
託児所 一  
託児所内 一  
職員食堂で兼用 一  
ベビー室が特設されている 一  
職種毎の休憩室など 一  
無 一  
その他 一

○産前・産後休業の状況  
産前七週間産後八週間 一  
産前六週間以内 一  
産前五週間産後六週間 一  
産前一ヶ月産後二ヶ月 一  
産前一週間産後三週間 一  
産前一週間産後八週間 一  
制限なし 一  
賃金カット、その他 一

○託児施設の有無  
有 一  
無 一

○産前七週間産後八週間共全額支給 一  
産前一週間全額 一  
産前五週間全額 三  
産後三週間全額 一  
産後五週間全額 一  
定期昇給三ヶ月あり 一  
産後の五週間全額三週間支給 一  
看護婦は夜勤一ヶ月免除 一

○授乳について  
授乳時間 一  
三十分 二  
一回 二  
一回 二  
一回 二  
一回 二  
一回 二  
一回 二

○授乳のための特定の場所  
無 一  
記入なし 一  
授乳室 一  
託児所 一  
託児所内 一  
職員食堂で兼用 一  
ベビー室が特設されている 一  
職種毎の休憩室など 一  
無 一  
その他 一

○産前・産後休業の状況  
産前七週間産後八週間 一  
産前六週間以内 一  
産前五週間産後六週間 一  
産前一ヶ月産後二ヶ月 一  
産前一週間産後三週間 一  
産前一週間産後八週間 一  
制限なし 一  
賃金カット、その他 一

○託児施設の有無  
有 一  
無 一

○助産婦の勤務体制  
三交代 一  
当直制 二  
拘束制 二  
拘束制二〇〇円、業務多忙で不眠の時、翌日午後より半日休 一  
一三時～一七時迄で、一七時～七時の間は実効時間外支給 一

○病棟勤務一名と、当番制で自宅待機一名  
宿直制で自宅待機、拘束なし 一  
外系助産婦平常勤務、夜間は外部よりパートで 一

以上で今回のアンケートの集計報告を終りますが、上記調査結果の問題点については、三月に予定されている婦人代表者会議で各代表者による検討を期待します。

